

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 規 則

○行政組織規則の一部を改正する規則

(人事課) 一

ページ

### 規 則

行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十九号

行政組織規則の一部を改正する規則

行政組織規則(昭和三十五年宮城県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第九条の表土木部の項中、「建築安全推進室、住宅課」を「住宅課、復興住宅整備室」に改める。

第十一条私学文書課の分掌事務の項中第十一号を第十二号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 特定保険業に関する事務の連絡調整に関すること。

第十一条市町村課の分掌事務の項第二号中、「震災復興・企画部地域復興支援課」を「地域復興支援課」に改める。

第十二条地域復興支援課の分掌事務の項第五号を削り、同項第四号中、「市町村基本構想」の下に「及び市町村震災復興計画」を加え、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 復興特別区域に関する計画の調整に関すること。

第十二条地域復興支援課の分掌事務の項第九号中、「の調整」を「及び地域再生計画の調整」に改め、同項第十号を削り、同項第十一号中、「への」を「との」に改め、同号を同項第十号とし、同項第十二

号中「国土利用計画画の策定及び国土利用計画市町村計画の助言等」を「国土利用計画及び土地利用基本計画」に改め、同号を同項第十一号とし、同項中第十三号を削り、第十四号を第十二号とし、第十五号から第二十号までを二号ずつ繰り上げ、同条総合交通対策課の分掌事務の項中第二号を削り、同項第三号中、「鉄道」の下に「(仙台空港アクセス鉄道を除く)」を加え、同号を同項第二号とし、同項中第四号を第三号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

第十三条消費生活・文化課の分掌事務の項第十七号中、「財団法人宮城県文化振興財団」を「公益財団法人宮城県文化振興財団」に、「公益財団法人慶長遣欧使節船協会と」を「財団法人慶長遣欧使節船協会と」に改める。

第十四条業務課の分掌事務の項第五号中、「緊急用医薬剤」を「緊急医薬品及び非常災害用医薬品」に改める。

第十五条新産業振興課の分掌事務の項第七号中、「財団法人みやぎ産業振興機構」を「公益財団法人みやぎ産業振興機構」に改め、同条国際経済・交流課の分掌事務の項第十一号中、「財団法人宮城県国際交流協会」を「公益財団法人宮城県国際化協会」に改める。

第十六条農業振興課の分掌事務の項第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、同条農産園芸環境課の分掌事務の項中第二十一号を削り、第二十二号を第二十一号とし、同条水産振興課の分掌事務の項第十九号中、「新宮城丸及び」を削り、同号を同項第二十号とし、同項第十八号の次に次の一号を加える。

十九 財団法人宮城県水産公社(平成七年四月一日に財団法人宮城県水産公社という名称で設立された法人をいう。)に関すること。

第十六条水産業基盤整備課の分掌事務の項第十三号を削る。

第十八条土木総務課の分掌事務の項第四号中、「社団法人宮城県建設センター」を「公益社団法人宮城県建設センター」に改め、同条建築宅地課の分掌事務の項第一号中、「建築安全推進室の所管に属するものを除く。」を削り、同項第十二号中、「建築物の地震対策」を「建築物等の防災対策」に改め、「(建築安全推進室の所管に属するものを除く。)」を削り、同項中第十七号を第十八号とし、第十三号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 建築物の耐震改修の促進に関すること。

第十八条建築安全推進室の分掌事務の項を削り、同条住宅課の分掌事務の項第二号中、「こと」の下に「(復興住宅整備室の所管に属するものを除く。)」を加え、同項の次に次のように加える。

復興住宅整備室

災害公営住宅の建設等に関すること。

第二十一条の四第一項の表土木部の項中

「 建築宅地課 建築安全推進室 を

「 住宅課 復興住宅整備室 に改める。

第二十二條第三項の表環境政策専門監の項を削り、同表雇用推進専門監の項の次に次のように加える。

「 観光振興専門監 観光課 上司の命を受け、観光振興施策の推進に関する事務を掌理する。

第二十二條第三項の表建設業振興専門監の項及び道路企画専門監の項を削る。  
第二十七條第一項の表所長の項中、「場長及び船長」を「及び場長」に改め、同表中

場長	古川農業試験場及び畜産試験場
船長	新宮城丸

を

場長	古川農業試験場及び畜産試験場
----	----------------

に改め、同條第二項の表支所長の項中、「気仙沼地方振興事務所南三陸支所及び仙台塩釜港湾事務所塩釜支所」を「及び気仙沼地方振興事務所南三陸支所」に改め、同條第六項の表農地集積指導専門監の項及び災害復旧対策専門監の項を削り、同表用地専門監の項中、「大河原土木事務所」を削り、「仙台土木事務所」の下に、「の総務部」を加え、「北部土木事務所及び」を削り、「東部土木事務所」の下に、「及び気仙沼土木事務所」を加える。

第三十二條第四項の表宮城県気仙沼県税事務所南三陸支所の項中

本吉郡南三陸町

を

「 気仙沼市 に改める。

第三十四條の二第一項の表宮城県防災ヘリコプター管理事務所の項中

「 仙台市 を

「 岩沼市 に改める。

第三十五條第四項企画総務部の分掌事務の項中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 環境管理、環境影響評価等に関すること。

第三十五條第四項大気環境部の分掌事務の項第五号を削る。

第三十六條第二項の表宮城県原子力センターの項中

「 牡鹿郡女川町 を

「 仙台市 に改める。

第五十九條第一項中「肢体不自由児施設」を「医療型障害児入所施設」に改める。

第六十三條第九項の表宮城県気仙沼地方振興事務所南三陸支所の項中

本吉郡南三陸町

を

「 気仙沼市 に改め、同條第十項中、「及び気仙沼地方振興事務所」を削り、同條第十一項農業農村整備部の分掌事務の項中第十九号を第二十号とし、第十三号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

「 本吉郡南三陸町 を

十三 調整池の維持管理に関すること(栗原地域事務所に限る)。  
 第六十三条第十二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、同条第十三項中「前項第八号」を「前項第七号」に改める。  
 第七十条第四項教務部の分掌事務の項に次の一号を加える。  
 九 庶務に関すること。

第七十一条第二項の表宮城県本吉農業改良普及センターの項中  
 本吉郡南  
 三陸町  
 を  
 気仙沼市  
 に改める。

第七十二条第四項総務部の分掌事務の項第三号を削り、同項第四号中、「農業大学校に係るもの(第二十六条第二項第一号、第二号、第四号及び第七号に掲げる事務を除く。)」を含む。」を削り、同号を同項第三号とする。

第七十三条第四項第十四号を削る。

第七十六条第四項第十七号を削る。

第七十九条から第八十九条までを次のように改める。

第七十九条から第八十九条まで 削除

第九十六条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を削る。

第九十七条の三第二項の表宮城県仙台港背後地土地区画整理事務所の項中

仙台市  
を

多賀城市  
に改める。

第九十八条から第百条までを次のように改める。

第九十八条から第百条まで 削除

別表第二宮城県社会福祉審議会の項中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改め、同表宮城県障害者施策推進協議会の項を削り、同表宮城県精神医療審査会の項中

同  
を  
障害福祉課  
に改め、同表宮城県障害者介護給付費等不服審査会の項の  
次に次のように加える。

宮城県障害者施策推進協議会	障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第三十六条第一項の規定による障害者計画に関する意見の聴取に係る事項、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び障害者に関する事項の調査審議に関すること。	同
宮城県障害児通所給付費等不服審査会	児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第五十六条の五の五第一項の規定による市町村の障害児通所給付費等に係る処分に対する不服の審査に関すること。	同

別表第三クレー射撃場の項中「社団法人宮城県猟友会」を「一般社団法人宮城県猟友会」に改め、

同表松島公園(駐車場に限る)の項中

陽光ビルサービス株式会社  
を

太平ビルサービス株式会社

に改め、同表中仙台塩釜港仙台港区港湾環境整備施設(中央公園及びリバーウォークに限る。)の項から岩沼海浜緑地の項までを削り、同表宮城県総合運動公園(宮城スタジアム、宮城スタジアム補助競技場、投てき場、総合体育館、総合プール、テニスコート及び合宿所並びにその周辺の公園施設並びに宮城県サッカー場を除く。)の項中

株式会社泉パークタウンサービス	同
同	を

東洋緑化株式会社
都市計画課

に改め、同表加瀬沼公園の項中

社団法人宮城県建設センター

を

株式会社東北ダイケン

に改め、同表阿武

隈川下流域下水道の項中

荏原エンジニアリングサービス株式会社
--------------------

を

水ing株式会社
----------

に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第十一条、第十四条及び第十五条新産業振興課の分掌事務の項第七号の改正規定、第二十七条第六項の表用地専門監の項の改正規定（「仙台土木事務所」の下に「の総務部」を加える部分に限る。）、別表第二宮城県社会福祉審議会の項の改正規定並びに別表第三若沼海浜緑地の項を削る改正規定及び同表阿武隈川下流域下水道の項の改正規定 公布の日

- 二 第十六条農業振興課の分掌事務の項及び農産園芸環境課の分掌事務の項並びに第七十二条第四項総務部の分掌事務の項第三号の改正規定 平成二十四年三月三十日
- 三 別表第二宮城県障害者施策推進協議会の項を削り、同表宮城県障害者介護給付費等不服審査会の項の次に次のように加える改正規定（宮城県障害児通所給付費等不服審査会の項を加える部分を除く。） 障害者基本法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日